

名張市社会教育委員
委員長 様

名張市教育委員会



社会教育法第17条第1項第2号に基づく諮問について

下記のことにつきまして、社会教育法第17条第1項第2号に基づき、社会教育委員の意見をいただきたく諮問します。

記

- 1 組織機構改革により、公民館事務が市長部局への補助執行となり、教育委員会としては公民館指定管理者に対し公民館活動の内容の充実のための指導を行うとともに、名張市全体または広域的な市民を対象とした生涯学習推進事業を引き続き実施していく必要があります。家庭教育・青少年教育、体育レクリエーション、文化・芸術、文化財の保護・活用など、さまざまな生涯学習事業（公民館活動を除く。）の実施状況を確認いただくとともに、教育委員会として実施が必要な事業についてご意見をいただきたい。
- 2 公民館活動の内容について、昨年度の意見をもとに平成23年度末から公民館指定管理者等に対する指導や研修を実施しているところです。本年度も引き続き社会教育の観点で、各指定管理者から提出された事業計画書等をご確認いただくとともに、必要に応じて調査を実施し、ご意見をいただきたい。
- 3 放課後子どもプランの推進について、昨年度は子どもの居場所づくりの観点においては放課後児童クラブが充実しているため、放課後子ども教室については、子どもの体験活動の場、保護者の社会参加の場としての機能を充実することが望ましいとの意見をいただきました。そのことを受けて、本年度は、名張市として放課後子ども教室の制度の見直しを含め、学校・家庭・地域の連携を強め地域の教育力を高めるためにどのように事業を推進すべきかご意見をいただきたい。